

浜田市公共下水道浜田処理区整備事業
(第一工区)
募集要項

令和4年10月

浜田市

目 次

第 1 募集要項等の位置づけ	1
第 2 事業の目的及び内容	2
1 事業内容に関する事項	2
2 本市による本事業の実施状況の確認（モニタリング）	7
第 3 応募手続き等	9
1 募集及び選定のスケジュール	9
2 募集手続き等	10
3 応募に関する留意事項	11
4 提案上限価格	13
5 担当窓口	13
第 4 応募者の備えるべき提案資格要件	14
1 応募者等の構成	14
2 応募者の提案資格要件	16
第 5 提出書類	19
1 資格審査に関する書類	19
2 提案審査に関する書類	20
第 6 事業者選定方法	21
1 事業者の募集及び選定の方法	21
2 契約候補者の選定	21
第 7 本市と事業者の責任分担	23
1 事業者の責任ある履行について	23
2 本市と事業者の責任分担	23
3 業務の要求水準	23
4 履行保証に関する事項	23
第 8 契約に関する事項	24
1 契約手続き	24
2 紛争の際の裁判所に関し必要な事項	25

添付書類

様式 1：募集要項等に関する質問書

第 1 募集要項等の位置づけ

この募集要項は、浜田市（以下「本市」という。）が設計・施工を一括して発注するデザインビルド（以下、「DB」（Design Build）という。）方式により実施する浜田市公共下水道浜田処理区整備事業（第一工区）（以下「本事業」という。）について、民間事業者（以下「事業者」という。）を公募型プロポーザルにより募集及び選定するため、本事業に応募しようとする者（以下「応募者」という。）を対象に交付するものである。

募集要項にあわせて交付する次の資料を含め、「募集要項等」と定義する。応募者は募集要項等の内容を踏まえ、本事業に応募するものとする。

設計・工事監理業務委託契約（案）：本事業に係わる契約（以下「設計・工事監理業務委託契約」という。）の内容を示すもの（設計・工事監理業務委託契約及び設計・工事監理業務委託契約約款（案）により構成され、設計・工事監理業務委託契約約款（案）には、別紙も含まれる。）

建設工事請負契約（案）：本事業に係わる契約（以下「建設工事請負契約」という。）の内容を示すもの（建設工事請負契約及び建設工事請負契約約款（案）により構成され、建設工事請負契約約款（案）には、別紙も含まれる。）

要求水準書（添付資料を含む。）：本市が事業者に要求する具体的な設計・工事監理業務、建設工事のサービス水準を示すもの

事業者選定基準：応募者から提出された提案書を評価する基準を示すもの

様 式 集：提案書の作成に使用する様式を示すもの

基 本 協 定 書：設計・工事監理業務委託契約及び建設工事請負契約の締結に向けて、本市と事業者との間の基本的な協約事項を示すもの

第2 事業の目的及び内容

1 事業内容に関する事項

(1) 事業名称

浜田市公共下水道浜田処理区整備事業（第一工区）

(2) 事業の対象となる公共施設の種類

公共下水道の管渠等

(3) 公共施設の管理者

浜田市長 久保田 章市

(4) 事業の目的

本市では、汚水処理人口普及率が令和2年度末で48.5%と島根県内で2番目に低く、早期に未普及解消を図る必要がある。

本事業では、設計・施工を一括して発注するDB方式を導入することにより、事業者の優れた企画力・技術力を活用し、下水道未普及地域の早期解消と管渠等整備費のコスト縮減を目指すことを目的とする。

(5) 事業の概要

ア 事業予定地

所在地：島根県浜田市殿町外

事業区域：浜田処理区（約77ha（全体））のうち、第一工区約31ha

イ 施工対象施設

本事業の施工対象施設の概要を表1に示す。また、施工対象施設の設計条件を表2に示す。

表1 施工対象施設の概要

区分	工種	数量	備考
土木構造物	開削工	約7,792m	φ75～450mm
	自然流下	約5,380m	
	圧送	約2,412m	
	推進工	約1,987m	φ150～300mm
	自然流下	約1,934m	
	圧送	約53m	
機械・電気設備	マンホールポンプ	4基	設計のみ

表 2 施工対象施設の設計条件

項目	詳細設計条件
管径、工法及び延長	開削工法 $\phi 75 \sim 450\text{mm}$: 約 7,792m
	推進工法 $\phi 150 \sim 300\text{mm}$: 約 1,987m
特殊構造物	耐震設計：有 マンホール形式ポンプ場(2次製品)(4基)
報告書作成	有
設計協議	中間打合せ 3 回程度
施工方法等の比較検討	有 a) 管路の掘削工法 b) 軌道横断(1箇所)※、河川横断(4箇所)
耐震計算（応答変位）	有
耐震設計	レベル 1 地震動、レベル 1 及び 2 地震動
設計条件補正	有（下水道用設計標準歩掛表による）
地盤条件補正	無
工区数補正	無
その他補正	無

※本事業には鉄道横断を行う予定箇所がある。業務着手後は速やかに鉄道事業者と協議し、横断位置・管種・管径・計画高等の検討を行うこと。

(6) 事業方式の概要

本事業は、下水道の管路等の設計・工事監理業務及び建設工事を一括して行う DB 方式により実施する。

(7) 業務範囲

本事業において事業者が実施する業務範囲は、次のとおりとする。なお、具体的な業務の内容及びその他の詳細については、要求水準書において示す。

ア 設計・工事監理業務

- ・ 調査業務（測量調査、地質調査、埋設物調査、試掘調査等）
- ・ 詳細設計業務（機械・電気設備工事を含む）
- ・ 移設協議
- ・ 関係機関協議
- ・ 工事監理業務
- ・ 住民説明補助

- ・ 本事業に伴う各種申請等の業務
- ・ その他上記の業務を実施する上で必要な関連業務

イ 建設工事

- ・ 下水道工事（機械・電気設備工事を含まない）
- ・ 近隣対応・対策業務
- ・ 関係機関協議
- ・ 住民説明補助
- ・ 周辺環境調査対策
- ・ 本事業に伴う各種申請等業務
- ・ その他上記の業務を実施する上で必要な関連業務

(8) 事業期間

本事業の事業期間は、概ね下表のとおりとするが、事業者の提案を踏まえ、本市との協議により、事業期間を短縮することは可能とする。

表 3 事業期間

時期	本事業の業務内容
令和 5 年 3 月頃	基本協定の締結
令和 5 年 4 月頃	設計・工事監理業務委託契約の締結
令和 5 年 4 月頃	詳細設計の着手
令和 6 年 3 月頃※	詳細設計の完了 ※時期は、提案内容に基づき協議により決定
令和 6 年 4 月頃※	建設工事請負契約の締結 ※時期は、提案内容に基づき協議により決定
令和 6 年 4 月頃～ 令和 10 年 3 月頃※	下水道の管渠等の建設工事、工事監理期間 ※時期は、提案内容に基づき協議により決定
令和 10 年 3 月頃	本事業の終了期限

(9) 遵守すべき法令等

本事業の実施に当たっては、下水道法等のほか、以下に掲げる関連法令（当該法律の施行令及び施行規則等の政令、省令等を含む。）を遵守するとともに、関連する要綱・基準（最新版）についても適宜参照すること。また、以下に記載のない法令等についても、必要により適宜参照すること。

ア 法令・条例等

- (ア) 下水道法

- (イ) 水道法
- (ウ) 水質汚濁防止法
- (エ) 道路法
- (オ) 道路交通法
- (カ) 河川法
- (キ) 建築基準法
- (ク) 都市計画法
- (ケ) 消防法
- (コ) 測量法
- (サ) 環境基本法
- (シ) 土壌汚染対策法
- (ス) 毒物及び劇物取締法
- (セ) 大気汚染防止法
- (ソ) 悪臭防止法
- (タ) エネルギーの使用の合理化に関する法律
- (チ) 地球温暖化対策の推進に関する法律
- (ツ) 電気事業法
- (テ) 電気用品安全法
- (ト) 電気工事士法
- (ナ) 電気通信事業法
- (ニ) 有線電気通信法
- (ハ) 公衆電気通信法
- (ホ) ガス事業法
- (ヘ) 高圧ガス保安法
- (ハ) 騒音規制法
- (ヒ) 振動規制法
- (フ) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律
- (ヘ) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- (ホ) 資源の有効な利用の促進に関する法律
- (マ) ダイオキシン類対策特別措置法
- (ミ) 労働基準法
- (ム) 労働安全衛生法
- (メ) 労働者災害補償保険法
- (テ) 建設業法
- (ヤ) 公共工事の品質確保の促進に関する法律
- (ユ) 個人情報保護法

- (3) 製造物責任法
- (5) 条例等
 - a. 島根県環境基本条例
 - b. 水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づく排水基準を定める条例
 - c. 浜田市公共下水道条例
 - d. 浜田市公共下水道条例施行規則
 - e. 浜田市下水道事業の施行に伴う損害補償要綱
 - f. 浜田市下水道事業公共ます設置要綱
 - g. 浜田市公共下水道事業に係る私道内排水管敷設事業実施要綱
- (9) その他関連法令、条例等

イ 要綱・基準等

- (ア) 下水道施設計画・設計指針と解説（日本下水道協会）
- (イ) 下水道維持管理指針（日本下水道協会）
- (ロ) 下水道管路施設設計の手引き（日本下水道協会）
- (エ) 下水道施設の耐震対策指針と解説（日本下水道協会）
- (オ) 下水道施設耐震計算例（日本下水道協会）
- (カ) 下水道推進工法の指針と解説（日本下水道協会）
- (キ) 下水道の地震対策マニュアル（日本下水道協会）
- (ク) 下水道マンホール安全対策の手引き（案）（日本下水道協会）
- (ケ) トンネル標準示方書・同解説（土木学会）
- (コ) 水理公式集（土木学会）
- (サ) コンクリート標準示方書（土木学会）
- (シ) 道路技術基準通達集（国土交通省）
- (ス) 道路構造令の解説と運用（日本道路協会）
- (セ) 道路土工一仮設構造物工指針（日本道路協会）
- (ソ) 道路土工一擁壁工指針（日本道路協会）
- (タ) 道路土工一カルバート工指針（日本道路協会）
- (チ) 共同溝設計指針（日本道路協会）
- (ツ) 道路橋示方書・同解説（日本道路協会）
- (テ) 改定新版建設省河川砂防技術基準（案）同解説（日本河川協会）
- (ト) 業務委託一般仕様書・業務委託特記仕様書（日本下水道事業団）
- (ナ) 下水道コンクリート構造物の腐食抑制技術及び防食技術指針・同マニュアル（日本下水道事業団）
- (ニ) 日本工業規格（JIS）
- (ハ) 鉄筋コンクリート構造計算基準・同解説（日本建築学会）

- (ネ) 土木 CAD 製図基準（土木学会）
- (ノ) 国土交通省大臣官房技術調査室土木研究所監修 土木構造物設計ガイドライン（全日本建設技術協会）
- (ハ) 小規模下水道計画・設計・維持管理指針と解説（日本下水道協会）
- (ヒ) 下水道マンホールポンプ施設技術マニュアル（日本下水道新技術機構）
- (フ) 小規模汚水中継ポンプ場設計要領（案）解説書（日本下水道事業団）
- (ヘ) 建設工事公衆災害防止対策要綱（国土交通省）
- (ホ) 島根県公共工事共通仕様書
- (マ) 島根県設計・測量・調査等業務共通仕様書
- (ニ) その他関連要綱、基準及びマニュアル等

2 本市による本事業の実施状況の確認（モニタリング）

本市は事業者が要求水準書等に定められた業務を確実に遂行し、要求水準が達成されているかを確認するために、監視、測定や評価等のモニタリングを行う。本市による本事業の実施状況の確認は次の（１）から（３）までのとおりである。

（１）モニタリングの概要

モニタリングの実施時期、実施内容、実施方法等については、募集要項等の規定に基づき、設計・工事監理業務委託契約の締結後、本市と事業者で協議し、本市が決定する。なお、モニタリングの主な内容については、次に示すとおりとする。

ア 着手時（共通）

- (ア) 事業者は、設計・工事監理業務及び建設工事の着手前に設計・工事監理業務及び建設工事に関する工程表、業務計画書及び工事計画書を本市に提出し、本市が要求した事業スケジュール等に適合していることの確認を受けること。
- (イ) 事業者は、設計・工事監理業務及び建設工事の進捗状況を本市に定期的又は随時に説明・報告し、確認を受けなければならない。なお、本市は必要に応じて、事業者に対し進捗状況について報告を求めることができる。

イ 設計・工事監理業務

- (ア) 事業者は、必要に応じ資料等を本市に提示し、要求水準等が反映されていることの確認を受けること。
- (イ) 事業者は、詳細設計の完了時にセルフモニタリングを実施後、設計・工事監理業務委託契約書及び要求水準書に定める図書を本市に提出し、本市が要求した性能等に適合していることの確認を受けること。なお、提出する

設計図書は、本市の確認及び事業者と協議する相当な期間を設け、積算や工事施工等に支障のないものとする。

ウ 建設工事

- (ア) 事業者は、建設工事の期間中、協議の記録、指示事項への対応記録及び立会い状況写真等、本市が行うモニタリングに係る記録を作成し、本市に定期的に提出し確認を受けること。
- (イ) 事業者は、建設工事完了時にセルフモニタリングを実施後、本市へ完了報告を行い、完了状況の確認を受けること。

(2) モニタリングの費用の負担

本市が実施するモニタリングに係る費用のうち、本市に生じる費用は本市の負担とし、その他の費用は事業者の負担とする。

(3) モニタリングの結果の活用

モニタリングの結果、事業者が実施する設計・工事監理業務及び建設工事の実施状況が設計・工事監理業務委託契約書、建設工事請負契約書及び要求水準書であらかじめ定められた条件、又は要求水準を下回ると判断される場合には、本市はその内容に応じて是正勧告、支払いの延期、契約解除等の措置をとる。

第3 応募手続き等

1 募集及び選定のスケジュール

事業者の募集及び選定にあたってのスケジュールは、概ね下表のとおりとする。

日 程	内 容
令和4年10月14日	募集要項等の公表
令和4年11月4日	募集要項等に関する質問の受付の締切
令和4年11月下旬	募集要項等に関する質問に対する回答
令和4年12月2日	参加表明書等の受付の締切
令和4年12月中旬	資格審査結果の通知
令和5年1月18日	提案書類の受付の締切
令和5年2月下旬	提案書類の審査・ヒアリング
令和5年3月上旬	契約候補者の決定・公表
令和5年3月下旬	基本協定書の締結
令和5年4月頃	設計・工事監理業務委託契約の締結
令和6年4月頃※	建設工事請負契約の締結 ※時期は、提案内容に基づき協議により決定

2 募集手続き等

(1) 資料の閲覧

本事業に関する資料の閲覧を次のとおり受け付ける。なお、閲覧期限に遅れた場合は、資料の閲覧を受け付けない。

- (ア) 閲覧期限：募集要項等公表の日から令和4年12月23日（金）（土曜日、日曜日及び祝日を除く）の午前8時30分から午後5時15分までとする。
- (イ) 受付方法：事前に、第3の5記載の担当窓口にてEメールにより連絡し、受信確認の連絡を行うこと。
- (ウ) 閲覧場所：第3の5記載の担当窓口
- (エ) 閲覧資料：浜田市公共下水道（浜田処理区）事業変更計画書
浜田処理区管渠基本設計業務報告書
浜田市公共下水道官民連携事業導入可能性調査業務報告書
下水道管渠設計要領（開削工法）浜田市下水道課

(2) 募集要項等に関する質問の受付・回答

募集要項等に関する質問を次のとおり受け付ける。なお、受付期限に遅れた場合は、質問を受け付けない。これ以外による質問の提出は無効とする。なお、本市の判断により、質問を提出した事業者に対してヒアリングを行うことがある。

- (ア) 受付期限：募集要項等公表の日から令和4年11月4日（金）正午まで
- (イ) 受付方法：様式1「募集要項等に関する質問書」に記入の上、第3の5記載の担当窓口にてEメールにより提出し、受信確認の連絡を行うこと。
- (ウ) 回答：令和4年11月下旬に本市ホームページで公表する予定である。ただし、質問・回答の公表は、質問者の特殊な技術、ノウハウ等に係るもの、質問者の権利、競争上の地位、その他正当な利益を害するおそれのあるものを除く。

(3) 参加表明書等の受付及び資格審査結果の通知

応募者は、資格審査に関する書類（参加表明書等）を次の期限に提出すること。なお、受付期限に遅れた場合は、応募できない。

- (ア) 受付期限：持参の場合は令和4年12月2日（金）（土曜日、日曜日及び祝日を除く）の午前8時30分から午後5時15分までとする。郵送の場合は令和4年12月2日（金）必着。
- (イ) 提出場所：第3の5記載の担当窓口
- (ウ) 提出方法：持参又は郵送（書留郵便に限る。また、封筒の表面に「浜田市公共下水道浜田処理区整備事業（第一工区）プロポーザル資格審査関係書類在中」と朱書きすること。）の方法により提出すること。

- (エ) 提出書類：資格審査に関する書類（「第 5 提出書類」を参照）

(4) 提案書類の受付

応募者は、提案審査に関する書類を下記の期限までに提出しなければならない。なお、受付期限に遅れた場合は、応募できない。

- (ア) 受付期限：持参の場合は令和 5 年 1 月 18 日（水）（土曜日、日曜日及び祝日を除く）の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までとする。郵送の場合は令和 5 年 1 月 18 日（水）必着。
- (イ) 提出場所：第 3 の 5 記載の担当窓口
- (ウ) 提出方法：持参又は郵送（書留郵便に限る。また、封筒の表面に「浜田市公共下水道浜田処理区整備事業（第一工区）プロポーザル提案審査関係書類在中」と朱書きすること。）の方法により提出すること。
- (エ) 提出書類：提案審査に関する書類（「第 5 提出書類」を参照）
- (オ) 提出部数：提案審査に関する書類は正本 1 部及び副本 6 部を提出すること。

(5) ヒアリングの実施

本市は、応募者に対し、令和5年2月下旬に提案書の内容に関するヒアリング等を実施する。詳細については、該当者に別途通知する。

(6) 応募の辞退

本事業の応募を辞退する者は、令和5年2月下旬に予定するヒアリングの実施前までに辞退届（様式 2-1）を第3の5の担当窓口を持参又は郵送により提出すること。

3 応募に関する留意事項

(1) 募集要項等の承諾

応募者は、提案審査に関する書類の提出をもって、募集要項等及び追加資料の記載内容を承諾したものとみなす。

(2) 提出書類の取扱い

提案書類に関する著作権及び特許権等の取り扱いは、次に示すとおりとし、提出書類の返却は行わない。

ア 著作権

本事業に関する提出書類の著作権は、応募者に帰属する。ただし、本事業の実施にあたって本市が必要と認めるときは、本市は提案書の全部又は一部を無償で利用できる。

また、契約に至らなかった応募者の提案書については、本事業の公表以外には原則として使用しない。ただし、本市に提出された資料は、浜田市情報公開条例（平成 17 年 10 月 1 日条例第 20 号）に基づき、公開することができる。

イ 特許権

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている工事材料、施工方法、システム、アプリケーションソフトウェア等を使用した結果生じた責任は、原則として応募者が負う。

ウ 本市からの提示資料の取扱い

本市が提供する資料は、応募に際しての検討以外の目的で使用することはできない。

エ 応募者の複数提案の禁止

応募者は、1 つの提案しか行うことができない。

オ 提出書類の変更禁止

提出後の提出書類の追加・修正及び再提出は原則認めない。

カ 使用言語及び単位・時刻

応募に関して使用する言語は日本語、単位は計量法（平成 4 年法律第 51 号）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。

(3) 応募に伴う費用負担

応募に係る費用については、すべて応募者の負担とする。

(4) 公募の無効又は失格に関する事項

次のいずれかに該当する場合は、無効又は失格とする。

- (ア) 募集要項に示した応募者の備えるべき応募資格のない者の提出した応募書類
- (イ) 事業名及び提案金額のない応募書類
- (ロ) 応募者氏名及び押印のない又は判然としない応募書類
- (エ) 事業名に誤りのある応募書類
- (オ) 提案価格の記載が不明確な応募書類

- (カ) 提案価格を訂正した応募書類
- (キ) 1つの公募について同一の者からの2以上の応募書類
- (ク) 応募書類の受付期限までに到達しなかった応募書類
- (ケ) 公正な価格を害し、又は不正な利益を得るために明らかに連合したと認められる者の提出した応募書類
- (コ) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）に違反し、価格又はその他の点に関し、明らかに公正な競争を不法に阻害したと認められる者の提出した応募書類
- (サ) 提案上限価格を上回る価格を提示した応募書類
- (シ) その他公募に関する条件に違反した応募書類

(5) 必要事項の通知

募集要項等に定めるもののほか、応募に当たっての留意点等、必要な事項が生じた場合には、代表企業に通知する。

(6) 情報の公表

今後の公表資料等については、原則として、本市ホームページにおいて公表する。

4 提案上限価格

1, 248, 479千円（消費税及び地方消費税相当額を除く。）

5 担当窓口

公募及び契約に関する本事業の担当窓口は下記のとおりである。

〒697-8501 島根県浜田市殿町1番地

浜田市上下水道部下水道課整備係

電話番号：0855-25-9641

FAX：0855-22-2628

電子メール：gesuido@city.hamada.lg.jp

ホームページ：<https://www.city.hamada.shimane.jp>

第4 応募者の備えるべき提案資格要件

1 応募者等の構成

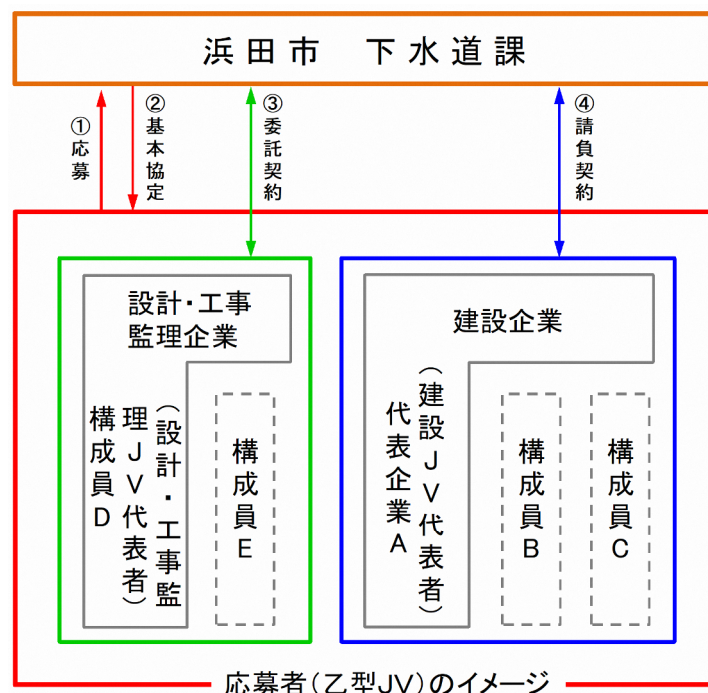
(1) 応募者の定義

応募者の構成については、次のとおりとする。

- (ア) 応募者は、本市の求める性能を備えた公共下水道の管渠等の設計・工事監理、建設工事を実施することができる企画力、技術力及び実績を有する複数の企業により構成されるグループとする。応募者は、代表企業を定め、それ以外の企業は構成員とする。
- (イ) 応募者は、公共下水道の管渠等の設計・工事監理を行う企業（以下、「設計・工事監理企業」という。）及び建設工事を行う企業（以下、「建設企業」という。）により構成される。
- (ロ) 設計・工事監理企業、建設企業はそれぞれ単体企業とすることも、複数の企業による共同企業体（以下、「JV」（Joint Venture）という。）とすることも可能とする。
- (エ) 建設 JV 代表者は、出資比率が建設 JV を構成する企業の中で最大である者であって、単独の企業であること。
- (オ) 同一企業が設計・工事監理企業、建設企業を兼ねることはできない。また、一応募者の構成員は他の応募者の構成員となることはできない。

(2) 代表企業の定義

- (ア) 代表企業は、応募者の建設企業の中から定めるものとする。建設 JV の場合は、建設 JV 代表者とする。



※設計・工事監理企業、建設企業はそれぞれJVを組成して契約を締結することができる。

(以下、「設計・工事監理JV」「建設JV」という。)

※設計・工事監理JV及び建設JVは、いずれも甲型JV（共同施工方式）とし、浜田市建設工事に係る共同企業体取扱要綱（以下、「JV要綱」という。）に基づき、契約手続きを実施すること。なお、構成員の数及び出資比率等についてはJV要綱に基づき、応募者の提案に委ねる。

(3) 代表企業の選定

- (ア) 応募者は、代表企業を定め、参加表明時の提案資格確認書類にて明らかにする。
- (イ) 代表企業は、応募手続きや契約候補者となった場合の契約協議など本市との調整・協議等における窓口役を担うほか、構成員の債務すべてについて責任を負う。

(4) 代表企業及び構成員の構成要件

建設企業（建設JVの場合は、代表者及び構成員）は、設計・工事監理企業の業務を実施することはできないものとする。設計・工事監理企業は資本関係又は人的関係について次の（ア）から（ウ）までのいずれにも該当しない者であること。

- (ア) 建設企業が、設計・工事監理企業の発行済み株式の50%を超える株式を所有している。
- (イ) 建設企業が、設計・工事監理企業の資本総額の50%を超える出資をしている。
- (ウ) 建設企業の役員が、設計・工事監理企業の役員を兼ねている。

(5) 複数応募の禁止

応募者の代表企業、構成員及びそれらの企業と資本関係又は人的関係のある者（下記①、②）は、他の応募者の代表企業及び構成員になることはできない。

① 資本関係のある者

次のいずれかに該当する者。

- a 親会社（会社法第2条第4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合
- b 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

② 人的関係のある者

次のいずれかに該当する者。

- a 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
- b 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再

生法第 64 条第 2 項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

2 応募者の提案資格要件

(1) 共通の提案資格要件

応募者は、募集要項等の公表日（以下、「公募開始日」という。）において、次のいずれにも該当しない者とする。

- (ア) 浜田市建設工事等競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止期間中の者。
- (イ) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者。又はその者を支配人その他使用人若しくは代理人として使用する者。
- (ウ) 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 28 条第 3 項又は第 5 項の規定による営業停止処分を受けている者。
- (エ) 浜田市税、消費税及び地方消費税を滞納している者。
- (オ) 本事業に係るアドバイザー業務に関与した以下の者及びこれらの者と資本関係又は人的関係のある者。
 - ・ 株式会社建設技術研究所
 - ・ シリウス総合法律事務所
- (カ) 「浜田市公共下水道浜田処理区整備事業（第一工区）民間事業者選定審査会」（以下、「選定審査会」という。）の委員が属する法人又はその法人と資本関係又は人的関係のある者。

(2) 代表企業及び構成員の個別提案資格要件

応募者の代表企業及び構成員は、公募開始日において、それぞれ次に掲げる要件をすべて備えていることとする。

ア 設計・工事監理企業

設計・工事監理企業は、単体企業又は設計・工事監理 JV とする。単体企業で応募する場合には次の (ア) から (カ) までの要件をすべて満たすこと。

設計・工事監理 JV を組成する場合は、設計・工事監理代表者は(ア)から(エ)までの要件を、その他の設計・工事監理構成員は(ア)から(イ)の要件をすべて満たしていることとし、(カ)の要件は設計・工事監理代表者又は設計・工事監理構成員のいずれかが満たしていること。

- (ア) 令和 4～6 年度浜田市建設工事等入札参加者資格者名簿（以下、「資格者名簿」という。）の「土木関係建設コンサルタント下水道部門」に登録されていること。
- (イ) 設計・工事監理企業は、公募開始日において、本社又は営業所を浜田市内

に有すること。

- (㉔) 設計・工事監理企業（設計・工事監理 JV の場合は、設計・工事監理代表者）は、詳細設計業務の管理技術者を 1 名、工事監理業務の管理技術者を 1 名配置すること。（詳細設計業務の管理技術者と工事監理業務の管理技術者は兼務可とする。）
- (㉕) 詳細設計業務の管理技術者及び工事監理業務の管理技術者は、技術士法（昭和 58 年法律第 25 条）の技術士（上下水道部門：下水道又は総合技術監理部門：下水道）の資格を有する者であり、設計・工事監理企業と公募開始日から起算して過去 3 カ月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係があること。（管理技術者の途中交代は、業務継続に支障のある疾病又は退職等やむを得ない場合を除き、認めない。）
- (㉖) 過去 15 年間（平成 19 年 4 月 1 日から公募開始日まで）の間に、国、地方公共団体又はこれらに準ずる機関（公団、公社、事業団等）が発注した下水道管渠詳細設計業務を元請として完了した実績を有していること。

イ 建設企業

建設企業は、単体企業又は建設 JV とする。単体企業で応募する場合には次の（ア）から（オ）の要件をすべて満たしていること。建設 JV を組成する場合は、建設 JV 代表者及び建設 JV 構成員は次の（ア）から（エ）の要件をすべて満たし、（オ）の要件は建設 JV 代表者又は建設 JV 構成員のいずれかが満たしていること。

- （ア）資格者名簿の「土木一式工事」に登録され、下記のとおり格付されていること。
 - a 単体企業の場合は、A 等級に格付けされていること。
 - b 建設 JV の場合は、建設 JV 代表者の場合は A 等級とし、建設 JV 構成員は A 等級又は B 等級に格付けされていること。
- （イ）建設企業は、公募開始日において、建設業法に規定する主たる営業所（本社）を浜田市内に有すること。
- （ロ）建設業法第 26 条第 2 項の規定による監理技術者又は主任技術者（以下、「監理技術者等」という。）を専任で配置すること。なお、原則、監理技術者等の変更は認めないが、本市が必要と認めた場合に限り、監理技術者等を変更することができる。
- （ハ）配置する監理技術者等は、建設企業と公募開始日から起算して過去 3 か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係があり、次に掲げる要件を満たすこと。
 - a 監理技術者は、業務に必要な建設業法第 27 条の 18 第 1 項の規定による監理技術者資格者証を有し、同法第 26 条第 5 項に規定する監理技術者講

習修了証を有している者であること。

- b 主任技術者は、同法第 7 条第 2 号に規定する認定者のうち業務に必要な国家資格を取得した者であること。
- c 建設 JV 代表者が配置する技術者は監理技術者とし、総括監理技術者として本市との窓口役となるとともに、建設 JV 構成員の監理技術者等を総括すること。
- (オ) 過去 15 年間（平成 19 年 4 月 1 日から公募開始日まで）の間に、国、地方公共団体又はこれらに準ずる機関（公団、公社、事業団等）が発注した下水道管渠工事を元請として竣工した実績を有していること。なお、JV として有する工事实績については、出資比率 20%以上（2 社の場合は 30%以上）の場合に限る。

(3) 公募開始日以降の提案資格要件を喪失した場合の取扱い

提案資格を有すると認められた応募者の代表企業及び構成員が、公募開始日以降に提案資格要件を欠くような事態が生じた場合の対応は、次のとおりとする。

- (ア) 公募開始日から契約候補者決定日までの間に、応募者の代表企業及び構成員に提案資格要件を欠く事態が生じた場合には、当該応募者は原則として失格とする。ただし、応募者の申し出により、本市がやむを得ないと認め、承認した場合に限り、提案資格要件を欠く応募者の構成員（代表企業を除く）の変更ができる。
- (イ) 契約候補者決定日の翌日から設計・工事監理業務委託契約の締結日までの間に、応募者の代表企業及び構成員に提案資格要件を欠く事態が生じた場合には、本市は基本協定書及び設計・工事監理業務委託契約の解除又は締結しないことがある。この場合、本市は一切の責任を負わない。ただし、応募者の申し出により、本市がやむを得ないと認め、承認した場合に限り、提案資格要件を欠く応募者の構成員（代表企業を除く）の変更ができるものとし、本市は変更後の応募者と基本協定書及び設計・工事監理業務委託契約を締結できる。
- (ウ) 設計・工事監理業務委託契約の締結日の翌日から建設工事請負契約の締結日までの間に、応募者の代表企業及び構成員に提案資格要件を欠く事態が生じた場合には、本市は設計・工事監理業務委託契約の解除並びに建設工事請負契約の解除又は締結しないことがある。この場合、本市は一切の責任を負わない。ただし、応募者の申し出により、本市がやむを得ないと認め、承認した場合に限り、提案資格要件を欠く応募者の構成員（代表企業を除く）の変更ができるものとし、本市は変更後の応募者と建設工事請負契約を締結できる。

第5 提出書類

応募時に提出する書類は、次表のとおりとする。詳細は、様式集（資格審査・提案審査）及び様式集（提案審査に関する書類）作成要領を参照すること。

1 資格審査に関する書類

① 資格審査に関する書類	
・ 公募型プロポーザル参加表明書	(様式 1-1)
・ 資格審査申請書	(様式 1-2)
・ 設計・工事監理企業の資格等要件に関する書類	(様式 1-3)
・ 同種業務の実績	(様式 1-3-1)
・ 配置予定管理技術者（設計）の資格	(様式 1-3-2)
・ 配置予定管理技術者（工事監理）の資格	(様式 1-3-3)
・ 建設企業の資格等要件に関する書類	(様式 1-4)
・ 工事の実績	(様式 1-4-1)
・ 配置予定技術者の資格（代表企業）	(様式 1-4-2)
・ 配置予定技術者の資格（構成員）	(様式 1-4-3)
・ 応募グループの構成表及び役割分担表	(様式 1-5)
・ 委任状（構成企業→代表企業）	(様式 1-6)
・ 委任状（代表企業用）	(様式 1-7)
・ 事業実施体制	(様式 1-8)
・ 会社概要書（代表企業、構成企業の全企業）	(書式自由)
・ 定款（代表企業、構成企業の全企業）	(書式自由)
・ 決算報告書（代表企業、構成企業の全企業、直近 3 箇年）	(書式自由)
・ 登記簿謄本（代表企業、構成企業の全企業、直近の履歴事項全部証明書原本）	(書式自由)
・ 納税証明書（代表企業、構成企業の全企業、直近 1 箇年）	(書式自由)
② その他	
・ 辞退届	(様式 2-1)

2 提案審査に関する書類

① 提案審査に関する書類	
・ 提案審査書類提出書	(様式 A-1)
・ 応募グループの構成表	(様式 A-2)
・ 価格提案書	(様式 A-3)
・ 価格提案内訳書 (別表含む)	(様式 A-4)
・ 要求水準書及び添付書類に関する確認書	(様式 A-5)
② 提案書	
・ 設計・工事監理企業の実績に関する事項	(様式 B-1)
・ 建設企業の実績に関する事項	(様式 B-2)
・ 設計の考え方に関する事項	(様式 B-3)
・ 設計計画平面図	(様式 B-4)
・ 工事概要に関する事項	(様式 B-5)
・ 工事の確実性に関する事項	(様式 B-6)
・ 近隣住民への対応に関する事項	(様式 B-7)
・ 施工計画に関する事項	(様式 B-8)
・ 工期の確実性に関する事項	(様式 B-9)
・ 性能保証を行うための方策などに関する事項	(様式 B-10)
・ 緊急事態発生時の対応に関する事項	(様式 B-11)
・ 施工体制図	(様式 B-12)
・ 関連機関協議の対応に関する事項	(様式 B-13)
・ 施設配置や工法、コスト縮減に関する事項	(様式 B-14)
③ 基礎審査項目チェックシート	(様式 C-1)

第6 事業者選定方法

1 事業者の募集及び選定の方法

事業者の選定方法は、事業者の下水道整備に関する能力やコスト縮減及び事業の継続性・安定性等のノウハウや創意工夫を評価する「公募型プロポーザル方式」により実施する。

2 契約候補者の選定

(1) 浜田市公共下水道浜田処理区整備事業（第一工区）民間事業者選定審査会の設置

本事業における契約候補者の選定については、選定審査会を設置し、応募者から提出された提案の審査を行う。

選定審査会委員	浜田市職員	4名
	島根県職員	1名

(2) 審査の手順

- (ア) 提出された資格審査に関する書類及び提案審査に関する書類が全て揃っていることを確認する。揃っていない場合は失格とする。
- (イ) 応募者の応募資格等が本市の要求を満たしていることを確認する。満たしていないと評価された場合は失格とする。
- (ウ) 応募資格を満たしていると評価された応募者の提案審査に関する書類について事業者選定基準に従い、審査を行う。
- (エ) 価格提案書に記載する提案金額は、消費税及び地方消費税相当額を除く金額を記載すること。提案金額が、本市の設定した提案上限価格を超えている場合は失格とする。
- (オ) 募集要項等で示す要件を全て満たしている提案をした応募者の中から、別に公表する事業者選定基準に基づき、選定審査会による提案内容の審査と提案価格を総合的に評価し、最も優秀な提案を行った者を契約候補者として決定する。
- (カ) 契約候補者となった応募者の代表企業に対して、令和5年3月上旬に決定通知を行う。

(3) 審査項目

審査項目は、以下のとおりとする。詳細は、事業者選定基準を参照すること。

資格審査	応募資格に関する審査
提案審査	事業計画の提案に関する審査 設計・工事監理業務の提案に関する審査 建設工事の提案に関する審査 応募者独自の提案に関する審査 提案価格に関する審査

(4) 契約候補者の決定

本市は、選定審査会により、契約候補者を決定する。

ア 契約候補者の公表

本市が契約候補者を決定した場合は、応募者の代表企業に審査の結果を通知するとともに、ホームページで審査の結果を公表する。なお、審査の経緯及び結果に関する異議申し立ては受け付けない。

イ 審査結果の無効

提案資格確認申請書、その他の提出書類に虚偽の記載をした者が選定された場合には、その審査結果は、無効とする。

第7 本市と事業者の責任分担

1 事業者の責任ある履行について

事業者は、基本協定書、設計・工事監理業務委託契約書、建設工事請負契約書に定めるところに従って、誠実に業務を遂行し、責任を履行しなければならない。

2 本市と事業者の責任分担

(1) 責任分担に関する基本的な考え方

本事業における責任分担の考え方は、本市及び事業者が適正にリスクを分担することにより、より低廉で質の高いサービスの提供を目指すものであり、調査・設計・建設工事の責任は、事業者が担う業務の範囲において、原則として事業者が責任を負う。ただし、本市が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、本市が責任を負うこととする。

(2) 予想されるリスクと責任分担

本市と事業者の基本的なリスク分担の考え方は、設計・工事監理業務委託契約書、建設工事請負契約書に示すとおりであり、応募者は、負担すべきリスクを想定した上で提案を行うこと。

3 業務の要求水準

事業者が遵守すべき業務の要求水準は、公募時に公表する要求水準書において提示する。

4 履行保証に関する事項

事業者は、設計・工事監理業務委託契約書及び建設工事請負契約書に従って責任を履行することとする。

契約の締結にあたっては、事業の履行を確保するために、履行保証保険等による事業期間中の履行保証を行うこととする。

第8 契約に関する事項

1 契約手続き

(1) 契約手続き

本事業の契約手続きのフローは下図のとおりである。本市と契約候補者が基本協定を締結したのち、設計・工事監理業務を本市と設計・工事監理企業が設計・工事監理業務委託契約を締結する。建設工事は、詳細設計の成果に基づき、工事の数量を確定した上で、本市と建設企業が建設工事請負契約を締結する。

事業期間中は、年度ごとに出来高に応じて設計変更し、支払いを行う。また、前払金及び中間前金払等については、設計・工事監理業務委託契約書及び建設工事請負契約書により支払いを行う。

なお、本市は、契約手続きに際しては、応募条件の変更を伴う交渉は行わない。ただし、契約締結までの間に、契約書の文言の意味を明確化するために文言の修正を行うことがある。

契約内容の解釈について疑義が生じた場合には、本市と事業者は誠意をもって協議するものとし、協議が整わない場合は、設計・工事監理業務委託契約書または建設工事請負契約書に定める具体的な措置に従うこと。

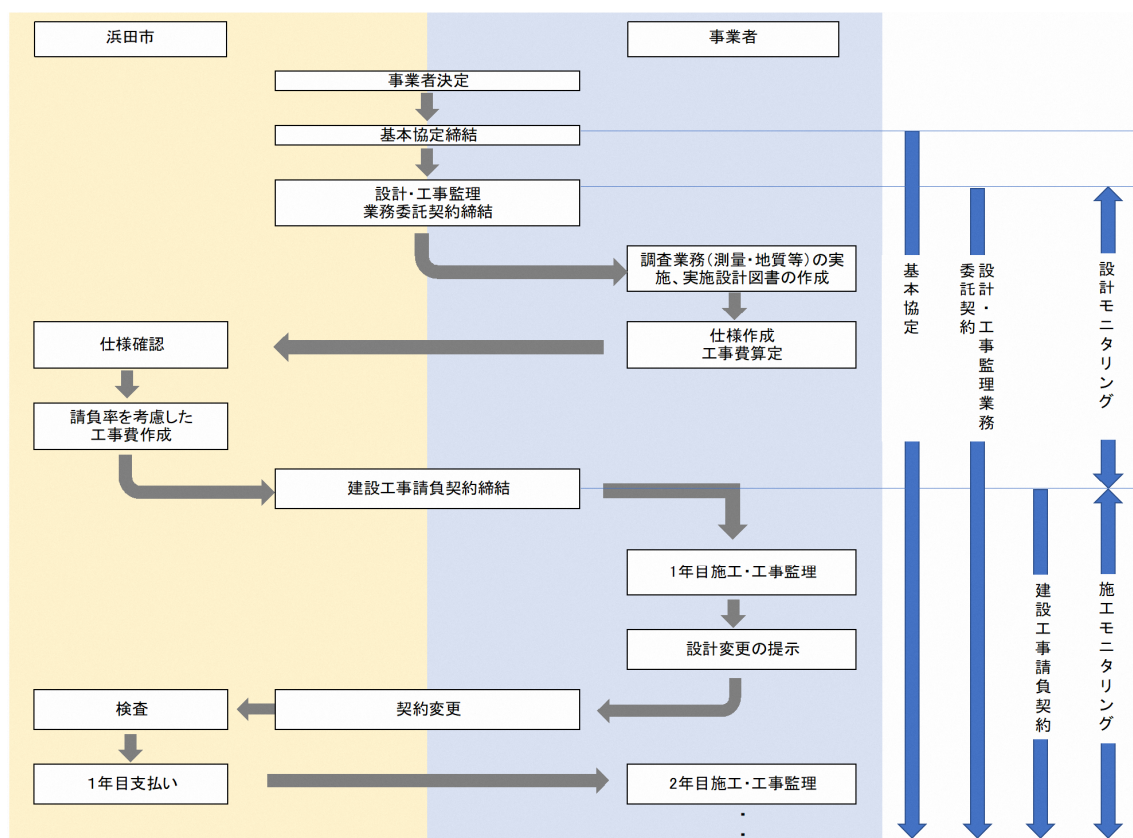


図 契約手続きのフロー

(2) 契約の締結

本市は、契約候補者と募集要項等に基づき基本協定及び契約締結に関する協議を行い、令和 5 年 4 月頃に設計・工事監理業務の複数年一括契約を締結することを予定している。また、詳細設計の完成後、技術提案書に示す工事額と予定工事額との率を踏まえた実施設計工事額に対し、工事を行う建設企業との複数年一括契約を締結することを予定している。

契約種別	対象者	契約方法	契約金額
設計・工事監理業務委託契約	設計・工事監理企業又は設計・工事監理 JV	複数年一括契約	本市と契約候補者との協議（積算確認・見積り合わせ）により決定
建設工事請負契約	建設企業又は建設 JV	複数年一括契約（ただし、提案により分割※も可能とする）	技術提案書に示す工事額と予定工事額との率を踏まえた実施設計工事額

※島根県積算基準に準じて全ての間接費を調整することにより、工事価格の総額は、分割契約の場合でも一括契約の場合と概ね同額となる。

(3) 契約保証金

設計・工事監理業務委託契約書第4条及び建設工事請負契約書第4条に基づく。

(4) 違約金の支払い

契約候補者は、本市と基本協定書並びに設計・工事監理業務委託契約及び建設工事請負契約を締結しない場合、違約金として応募時に提案した設計・工事監理業務委託及び建設工事請負契約の合計の提案価格の 100 分の 10 に相当する金額を支払うこととする。

(5) 契約の解除

契約候補者が第 4 の応募者の備えるべき提案資格要件に示すいずれかの要件を満たさなくなったときは、本市は契約候補者として次点候補者に決定した応募者と契約交渉を行う。ただし、契約候補者が第 4 - 2 - (3) において、新たに本市へ資格審査に関する書類を提出し、提案資格の確認を受けたうえで、構成員の変更を本市が認めた場合は、この限りではない。

2 紛争の際の裁判所に関し必要な事項

契約に関する紛争については、松江地方・家庭裁判所を第一審の専属所轄裁判所とする。